

## 第 2 5 期第 2 6 回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和 7 年 9 月 5 日 (金曜日) 1 3 : 2 6 ~ 1 4 : 0 2

(2) 会議の場所 消防防災合同庁舎 5 階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

|       |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|
| 第 1 番 | 岡 田 悦 明 | 第 1 0 番 | 田 村 伊佐雄 |
| 第 2 番 | 安 藤 育 雄 | 第 1 1 番 | 田 坂 健 次 |
| 第 3 番 | 藤 田 幸 正 | 第 1 3 番 | 小 野 春 雄 |
| 第 4 番 | 塩 見 敏 夫 | 第 1 4 番 | 伊 藤 繁次郎 |
| 第 5 番 | 村 上 壽 一 | 第 1 5 番 | 眞 鍋 篤 俊 |
| 第 6 番 | 横 井 直 次 | 第 1 6 番 | 土 岐 典 子 |
| 第 7 番 | 寺 尾 俊 行 | 第 1 7 番 | 渡 邊 勝 俊 |
| 第 8 番 | 星 加 誠   | 第 1 8 番 | 石 川 千壽子 |
| 第 9 番 | 藤 田 隆   | 第 1 9 番 | 山 口 三七夫 |

#### (2) 農地利用最適化推進委員

|       |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|
| 第 1 番 | 矢 野 一 臣 | 第 9 番   | 近 藤 美喜男 |
| 第 3 番 | 加 藤 宏 司 | 第 1 0 番 | 千 葉 英 明 |
| 第 4 番 | 永 易 博 隆 | 第 1 1 番 | 土 岐 秀 男 |
| 第 5 番 | 小 野 義 尚 | 第 1 2 番 | 飯 尾 博 光 |
| 第 6 番 | 井 下 八 郎 | 第 1 3 番 | 高 橋 秀 実 |
| 第 7 番 | 神 野 伸 二 | 第 1 4 番 | 神 野 鉄 治 |

#### (3) 欠席委員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 第 2 番 | 近 藤 孝 志 | 第 8 番 | 神 野 明 仁 |
|-------|---------|-------|---------|

### 3 会議に出席した事務局職員

|      |         |       |       |
|------|---------|-------|-------|
| 事務局長 | 原 道 樹   | 事務局次長 | 竹 林 啓 |
| 主 任  | 井 上 貴 清 |       |       |

### 4 傍聴者

な し

## 5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について



13時26分開会

### 【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

### 【藤田会長】

皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから第26回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係の議案第1号から第5号までを議題いたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において 小野春雄委員と伊藤繁次郎委員を指名いたします。両委員さんよろしく願います。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号から第5号までは意見事項となっております。加えまして、報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の使用貸借権設定について」と議案第2号「農地の所有権移転について」の40番は関連しておりますので、併せて議題に供します。また、田村伊佐雄委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退室)

### 【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

### 【竹林事務局次長】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、7番の1件でございますが、会長の御説明のとおり、議案第2号40番の所有権移転につきましても、譲受人が同一でございますので、併せて説明させていただきます。

2ページをお開きください。

議案第1号7番、西喜光地町、畑1筆、面積61㎡、続いて4ページをお開きください。議案第2号40番、西喜光地町、畑1筆、面積149㎡、譲受人は西条市在住の1ー1さん。譲受人は、これまで実家の耕作の手伝いをしており、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を借受け及び取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのこと。

以上、議案第1号7番及び議案第2号40番のいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、近藤美喜男委員から報告をいただきます。

近藤美喜男委員お願いします。

【近藤（美）委員】

8月23日に現地調査を実施しましたところ、譲受人及びその妻には農業に対する意欲が見られ、申請地は譲受人の父によりイチジク・ひまわりが植えられ、綺麗に管理されていました。申請地の北側対面に実家があり、リース予定の農機具関係もすぐに搬出することができ、便利であります。他の農地との隣接はなく、地域との調和要件も全く問題はないのかなと思います。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、議案第1号7番及び議案第2号40番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の使用貸借権設定について」及び議案第2号「農地の所有権移転について」の40番を原案のとおり決定させていただきます。

それでは議案第1号及び議案第2号の40番の審議が終了しましたので、委員の入室を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(委員入室)

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。

3ページにお戻りください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は4件となりますが、40番につきましては、先ほど関連議案として議案第1号と併せて御審議いただきましたので、41番から43番までにつきまして説明させていただきます。

4ページをお開きください。

41番、光明寺一丁目、畑1筆、面積495㎡、譲受人は市内在住の2-1さん。譲受人は、申請地の隣接地に居住し、これまでも申請地の管理を行ってきたとのことで、今回、正式に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

5ページを御覧ください。

42番、本郷一丁目、畑1筆、面積99㎡、譲受人は市内在住の2-2さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を贈与により取得するため申請が提出されたもので、作付けはサツマイモ及びミカンを予定しているとのことです。

43番、宇高町一丁目、田1筆、面積905㎡、譲受人は市内在住の2-3さん。譲受人は、現在8反7畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

以上、41番から43番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙の2ページから4ページまでに記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えま

す。御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、4 1 番は田坂健次委員から、4 2 番は土岐秀男委員から、4 3 番は近藤孝志委員が欠席のため事務局から、それぞれ報告をいただきます。

まず、田坂健次委員をお願いします。

【田坂委員】

現地調査と地域住民の聞き取り調査の結果を報告いたします。

申請地の現在の利用状況についてですが、譲受人は譲渡人の父から数十年前に借り受けて季節野菜を現在まで休むことなく栽培しており、農業環境は変化いたしません。今年も季節野菜が順調に育ち、収穫してきました。譲受人の自宅に隣接しており、農作業や作物管理に最適な農地です。譲受人は農家で育ち、農業知識と経験が豊富ですし、子どものころから地域住民として農作業に携わってきました。周辺の聞き取り調査でも地域との調和に問題はなく、許可しても支障ないことを報告いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、土岐秀男委員をお願いします。

【土岐(秀)委員】

8 月 2 2 日に現地調査と農地の利用などについて、譲受人に話を伺いました。譲受人は現在、自宅から少し離れたところでサツマイモなどを栽培しておりまして、譲渡人である甥の方が遠方に住んでいる関係で、営農が困難であることから譲受人が申請地の贈与を受け、営農を考えております。

申請地は、数十年前まで譲渡人が野菜の栽培を行っていたのですが、自宅から離れているため、水の管理が十分にできないことや害虫が発生したことなどから、現在は耕作されていません。継続して何とか草刈りを行うなど、管理をされているそうです。

背丈が少し高い雑草などが生えておりますが、刈取りを行い耕起すれば耕作ができる状況であります。譲受人は農業の経験は長く、耕作意欲も十分にあります。許可後は自宅から申請地まで距離があることから、水の管理や害虫の被害を踏まえて、比較的育てやすく管理しやすいようなサツマイモやミカンの栽培を計画しております。また、申請地は市道に面し、コンクリート水路、畔などで囲まれ、隣接地との境界が明確な農地でございます。耕作による周辺地域への影響もなく、地域との調和要件も特に問題ないことから、許可しても支障はないと思われれます。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、事務局お願いします。

【原事務局長】

第43番につきましては、8月15日付で、近藤孝志委員さんから、譲受人とは申請地にて面談を行い、農業意欲があり、また、申請地についても、既に譲受人が稲作をされており、地域との調和要件も問題がないとの報告をいただいております。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、41番から43番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供しますが、田村伊佐雄委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

（委員退室）

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は18件です。

7ページを御覧ください。

104番、田所町、田1筆、譲受人は3-1さん外1名。内容は自己住宅1戸96.22㎡、農地区分は農用地区域からの除外がされており、その他の農地である第2種農

地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

105番、吉岡町、田1筆、譲受人は3-2さん。内容は自己住宅1戸111.37㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

106番、船木字東国領、畑1筆、譲受人は3-3さん。内容は住宅用貸宅地、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

8ページをお開きください。

107番、外山町、田2筆、譲受人は3-4さん外1名。内容は自己住宅1戸110.96㎡及び宅地進入路、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。なお、進入路部分については転用後、譲渡人も引き続き残地農地への進入路として使用予定であることから、持分のみの移転となります。

次の108番及び109番は同一譲受人による一体での利用計画のため、一括して説明させていただきます。西喜光地町、畑計2筆、譲受人は3-5さん。内容は自己住宅1戸118.62㎡、農地区分はいずれもその他の農地である第2種農地と判断されません。権利区分は108番が所有権移転、109番が使用貸借権で期間は永年です。

9ページを御覧ください。

110番、大生院字本村、畑1筆、譲受人は3-6さん。内容は自己住宅1戸104.34㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

111番、田の上三丁目、田1筆、譲受人は3-7さん。内容は自己住宅1戸188.97㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

112番、大生院字本村、田1筆、譲受人は3-8さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

113番、沢津町二丁目、田1筆、譲受人は3-9さん。内容は賃貸住宅2戸92.74㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

114番、河内町、畑1筆、譲受人は3-10さん。内容は貸し露天駐車場、一体利用地として宅地75.60㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

115番、高田一丁目、畑1筆、譲受人は3-11さん。内容は自己住宅1戸106.78㎡、農地区分は農用地区域からの除外がされており、その他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

11ページを御覧ください。

116番、東雲町三丁目、畑6筆、譲受人は3-12さん。内容は宅地分譲14区画、

一体利用地として宅地177.49㎡があり、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

117番、船木字長野、田1筆、譲受人は3-13さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

118番、坂井町三丁目、田1筆、譲受人は3-14さん。内容は倉庫1棟124.20㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

119番、船木字高祖、畑2筆、譲受人は3-15さん。内容は集荷場1棟300㎡、一体利用地として宅地16.98㎡があり、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分は申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

120番、大生院字本村、田1筆、譲受人は3-16さん。内容は自己住宅1戸118㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

121番、阿島四丁目、田1筆、譲受人は3-17さん。内容は、過去農地転用許可を受けていた土地に申請地を追加し、一体で太陽光発電施設とするもので、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。なお、過去許可分についても、事業目的の変更はないものの、事業面積が変更となるため、事業計画変更申請も併せて提出されております。

以上、104番から121番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

#### 【藤田会長】

以上、104番から121番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。



(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

それでは議案第3号の審議が終了しましたので、委員の入室を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(委員入室)

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。

13ページを御覧ください。

議案第4号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は2件です。

14ページをお開きください。

8番、申請人は4-1さん。変更内容は当初目的の研修用施設から障がい者グループホームへ事業内容を変更するもので、変更の理由等については議案書に記載のとおりです。

9番、申請人は4-2さん。変更内容は当初申請地に、先ほど議案第3号121番で御審議いただいた申請地を一体利用地として追加するもので、事業面積が変更となります。変更の理由等については議案書に記載のとおりです。

以上、8番及び9番のいずれの事案につきましても、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることから、計画変更についてはやむを得ないものと考えます。御審議の程よろしくをお願いします。

【藤田会長】

以上、8番及び9番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

15ページを御覧ください。

議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第5号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）でございます。

当該計画（案）の内容といたしましては、田3筆、合計面積2,885㎡でございます。

16ページをお開きください。

今回、権利の設定を受ける者は、5-1さん、5-2さんの2名でございまして、期間は前者が10年間、後者が5年間、権利の種類はいずれも使用貸借権で、再設定となっております。なお、これらは従来の農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画として取り扱っていたものでございます。

以上の事案につきまして、申出書にて一般的な要件を満たしていることを確認いたしております。御審議よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

以上、5番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を承認相当として機構に意見を送付いたします。

17ページを御覧ください。

報告事項は「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。事務局から報

告をお願いします。

**【竹林事務局次長】**

引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして、御報告いたします。

租税特別措置法第70条の6、相続税の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願でございます。納税猶予の特例を受けている農業相続人は、納税猶予期間中、3年ごとに「引き続き農業経営を行っている旨の証明」等を添えて、税務署に届け出ることとなっております。

2番及び3番についてでございますが、まず2番、郷四丁目ほか8筆、相続人は市内在住の6－1さんで、地元委員の塩見敏夫委員さん、近藤美喜男委員さん、安藤育雄委員さん、小野義尚委員さん及び事務局職員がそれぞれ該当農地を現地調査して適正に管理されていることを確認いたしました。

次に3番、庄内町三丁目ほか13筆、相続人は市内在住の6－2さんで、地元委員の岡田悦明委員さん及び事務局職員がそれぞれ該当農地を現地調査して適正に管理されていることを確認いたしました。

以上2件を御報告いたします。

**【藤田会長】**

続きまして、18ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、第26回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

14時02分閉会

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

新居浜市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに  
署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員